

盛岡駅地下自由通路外 LED 化修繕 特記仕様書

盛岡市建設部道路管理課

第一条 適用範囲

本特記仕様書は、盛岡駅地下自由通路外 LED 化修繕（以下「修繕」という。）に適用する。本修繕の実施にあたっては、本特記仕様書のほか、岩手県県土整備部発行「土木工事共通仕様書」並びに関連示方書、関係法令、各種技術指針、要綱・基準等（最新版）によるものとする。なお、本特記仕様書と重複する場合は本特記仕様書を優先するものとする。

第二条 履行場所及び修繕内容

(1) 修繕場所 盛岡市盛岡駅前通 外地内

(2) 修繕内容 照明灯の LED 化

ア 照明灯全 170 台を対象とする。

- ・盛岡駅地下自由通路 80 台
- ・盛岡駅東西自由通路 30 台
- ・盛岡駅西口交通広場 60 台

イ 光源寿命は、40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品とする。

ウ 既存照明と光色が異なる場合については、事前に監督員に確認を行うこと。

エ 着工前に現地確認を実施し、交換予定の照明器具と現地に設置されている照明器具との整合を図ること。

オ 電力会社への電気使用契約容量変更申請手続きを行うこと。

第三条 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 10 日まで

第四条 契約締結後の提出書類

受注者は、契約締結後、次の各号に掲げる書類を速やかに発注者に提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 現場責任者通知書
- (3) 工程表届
- (4) その他、発注者が必要と認めるもの

第五条 着手前の提出書類

受注者は、現場着手に先立ち、次の各号に掲げる書類を発注者に提出すること。

- (1) 材料承諾願

- (2) その他、発注者が必要と認めるもの

第六条 完了時の提出書類

受注者は、修繕完了時、次の各号に掲げる書類を速やかに発注者に提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 機器製品図
- (3) 写真

第七条 安全管理

修繕の実施にあたっては、作業機械の搬入、作業及び現場管理には十分配慮し、歩行者等には細心の注意を払うよう計画するものとする。

第八条 疑義

修繕の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議してこれを定める。ただし、軽微なものについては、監督員の指示によること。